

平成 20 年 1 月 28 日
建 設 局

平成 19 年度公共事業の評価に関する意見書の概要について

京都市公共事業評価委員会は、京都市が実施する公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保するため、意見を述べる第三者機関として、平成 10 年 12 月に設置されました。今年度は平成 19 年 11 月 7 日までに、再評価の対象となった 10 事業と事後評価の対象となった 5 事業について、3 回の委員会審議と現地視察を行ってきました。

平成 20 年 1 月 28 日に、委員会としての意見が「平成 19 年度公共事業の評価に関する意見書」として提出されましたので、その概要をお知らせします。



平成 19 年度 再評価審議結果

種 別	補 単 *	事 業 名	該当 条件	審 議 結 果
街路事業	補	伏見向日町線		「事業継続」は妥当である。
街路事業	補	中山石見線		「事業継続」は妥当である。
街路事業	単	御陵六地藏線 (第三工区)		「事業継続」は妥当である。
街路事業	補	・ ・ 25 鴨川東岸線 (第一工区)		「事業継続」は妥当である。
河川事業	補	西野山川		「事業継続」は妥当である。
河川事業	補	西高瀬川 (有栖川工区)		「事業継続」は妥当である。
河川事業	補	善峰川		「事業継続」は妥当である。
都市公園事業	補	宝が池公園 (広域公園)		「事業継続」は妥当である。
住宅市街地 総合整備事業	補	東九条地区		「事業継続」は妥当である。
土地区画整理事業	補	洛北第三地区		「事業継続」は妥当である。
合計		10 事業		

* 「補」は国庫補助事業, 「単」は京都市単独事業を示す。

再評価対象事業の該当条件

事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
 事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設事業については 5 年間）を経
 過した時点で継続中の事業
 再評価の実施後 5 年間を経過した時点で継続中の事業
 社会経済情勢の急激な変化, 技術革新等により再評価を実施する
 ことが必要であると認められる事業

平成 19 年度 事後評価審議結果

種 別	補 単 *	事 業 名	該当 条件	審 議 結 果
街路事業	補	7・7・102 山陰線側道北線		「対応方針」は妥当である。
街路事業	補	7・7・103 近鉄東側道		「対応方針」は妥当である。
街路事業	補	葛野大路		「対応方針」は妥当である。
街路事業	単	御陵六地藏線 (第二工区)		「対応方針」は妥当である。
街路事業	補	幡枝葵森線		「対応方針」は妥当である。
合計		5 事業		

* 「補」は国庫補助事業, 「単」は京都市単独事業を示す。

事後評価対象事業の該当条件

新規事業採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後 5 年以内(廃棄物処理施設設備事業にあっては、事業完了後 7 年以内) の事業
市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業